

シラバス検討委員会規約

（設置）

第 1 条 帝京学園短期大学に、シラバス検討委員会（以下「委員会」という）を置く。

（目的）

第 2 条 帝京学園短期大学における教育方法と教育環境の継続的改善を図る事を目的として、学生からの授業アンケートを通して講義内容や講義方法の見直し・教員どうしの共通した学生への教育支援体制の検討などを定期的に行う。

（委員）

第 3 条 本学教員全員。委員長は学長とする。

（適用期間）

第 4 条 委員の任期は在職期間中とする。

（会議の開催）

第 5 条 原則として年 2 回の開催を行うほか、必要に応じて開催する。

（職務）

第 6 条 職務は以下の通りとする。

- 一 外部評価などに対応した講義内容や講義方法の検討
- 二 教員どうしの共通した学生への教育支援体制の検討

（職務実施方法）

第 7 条 職務実施方法については、別に定める。

（記録）

第 8 条 委員会議事録は各回記録し、保存する。

付則

この規約は平成 18 年 4 月 1 日から実施する。